

＜学校において予防すべき感染症の出席停止期間の基準＞

	病 名	出席停止期間の基準
第 1 種	○エボラ出血熱 ○クリミア・コンゴ出血熱 ○南米出血熱 ○ペスト ○マールブルグ病 ○ラッサ熱 ○急性灰白髄炎 ○ジフテリア ○痘瘡 ○重症急性呼吸器症候群 (SARS) ○鳥インフルエンザ (H5N1 型)	・ 治癒するまで
第 2 種	○インフルエンザ (H5N1 型を除く) ○百日咳 ○麻疹 (はしか) ○流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) ○風疹 (三日はしか) ○水痘 (みずぼうそう) ○咽頭結膜熱 (プール熱)	・ 発症後 5 日を経過。かつ解熱後 2 日 (幼児は 3 日) を経過するまで。 ・ 特有の咳が消失するまで。または、5 日間の適切な抗生物質製剤による治療が終了するまで。 ・ 解熱後 3 日を経過するまで。 ・ 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後、5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。 ・ 発疹が消失するまで。 ・ すべての発疹がかさぶたになるまで。 ・ 主要な症状が消失後 2 日を経過するまで。 ◆上記の他、病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めたとき。
	○結核、髄膜炎菌性髄膜炎	・ 病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めたとき。
	○第 1 種、第 2 種の感染症患者のある家に居住する者。これらの感染症にかかっている疑いのある者。	・ 予防接種の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで。
	○第 1 種、第 2 種の感染症が発生した地域から通学する者。第 1 種、第 2 種の感染症患の流行地を旅行した者。	・ その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて 適当と認める期間。
第 3 種	○コレラ ○細菌性赤痢 ○腸管出血性大腸菌感染症 ○腸チフス ○パラチフス ○流行性角結膜炎 ○急性出血性結膜炎 ◆その他の感染症	・ 病状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めたとき。